

令和8年9月25日
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」に関する情報処理安全確保支援士への 相談支援を開始します

10月1日開設 民間の中小規模事業者を対象に、
最大1時間分無料で相談できるよう相談費用を支援

令和8年12月25日に施行される「こども性暴力防止法」に基づき、対象事業者は犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組(情報管理措置)を実施する必要があります(参考資料)。今般、民間の中小規模事業者が、適切な情報管理措置を実施できるよう、情報セキュリティに関する専門的知見を有する情報処理安全確保支援士(※)を紹介する窓口を設置しましたのでお知らせします。(別添資料1)

(※)「情報処理安全確保支援士」とは、サイバーセキュリティ対策を推進する専門人材の国家資格です。

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/index.html>

本窓口は、情報管理に関する十分な知見を有していない民間の中小規模事業者に対し、適切な情報管理措置の実施を支援するため、情報セキュリティに関する専門的知見を有する情報処理安全確保支援士を紹介するものです。あわせて、紹介を受けた情報処理安全確保支援士への相談について、1事業者あたり最大1時間分無料で相談できるよう相談費用を支援します。

本窓口の対象事業者や相談方法等の詳細については、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

本窓口に関するホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/security-specialist>

(参考)こども性暴力防止法に関するホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局参事官(こども性暴力防止担当)付
電話 03-6858-0195



民間中小規模
事業者向け

民間中小規模
事業者向け

適切な
「情報管理措置」
ができるよう、
専門家を紹介するための
窓口を設置します

「犯罪事実確認書」の厳格な管理、準備はできていますか？

令和8年12月25日施行のこども性暴力防止法により、こどもと接する従事者の機微な「犯歴情報」を取り扱う際、事業者には厳格な情報管理措置が義務付けられます。



ITの専門知識がない



何から始めればいいのか分からない

という中小規模事業者様をサポートするため、
国家資格を持つセキュリティのプロによる専門家相談窓口を開設しました。

情報処理安全確保支援士（登録セキスぺ）が、
1 事業者あたり **最大1時間まで無料** で
あなたの組織に合わせた対策をアドバイスします！

対象となる事業者様（ご利用条件）

- ☑ **こども性暴力防止法の対象となる事業者**（学校設置者等・民間教育保育等事業者）
- ☑ **民間の法人、個人事業主、または任意団体** である
- ☑ **常時使用する従業員等が 100 名以下（またはそれに準ずる）の中小規模事業者** である

※情報管理に十分な知見のない中小規模の事業者様であっても、適切に措置を実施できるよう、国が費用を負担して支援する事業です。

専門家に相談できる内容 とご利用の流れ

犯罪事実確認書
の管理について
こんなお悩みを解決します

組織的情報管理措置の支援

- ・組織体制の整備
- ・自己点検の実施方法
- ・漏えい事案発生時の報告連絡体制の整備 など

相談例 情報管理体制上の責任者・担当者の設定が適切か相談したい。

人的情報管理措置の支援

- ・従事者向け研修教材の適切な活用に関する支援
- ・定期的な意識啓発に関する支援 など

相談例 社内研修資料として作成した犯罪事実確認書の取扱いに関する Q&A の内容が適切かどうか確認したい。

物理的情報管理措置の支援

- ・管理区域・取扱区域の適切な管理
- ・取扱機器の盗難防止のためのルール策定
- ・取扱機器紛失時に備えた情報漏えい防止策 など

相談例 犯罪事実確認書を取り扱う区域内では、具体的にどのような措置を講じればよいですか。

技術的情報管理措置の支援

- ・取扱機器のアクセス制限の設定の適正性
- ・アンチウイルスソフトの導入・管理 など

相談例 サイバー攻撃や不正アクセス防止のため、犯罪事実確認書を閲覧する機器にはどのような対策が必要ですか。

※漏えい発生時の緊急事後対応やパスワード設定代行等は対象外です。
※情報管理規程の作成を代行することはできません。

ご利用ステップ

STEP1

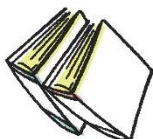
お申込み



Web フォームにて
相談シートをご記入
またはお電話にて
お申込み

STEP2

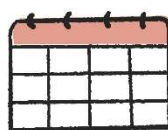
専門家 マッチング



事務局が最適な情報
処理安全確保支援士
を選定

STEP3

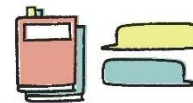
日程のご案内



事務局より
オンライン相談の
日時をご連絡

STEP4

相談実施



原則オンライン
1 事業者 /
上限 1 時間まで
直接アドバイス

こども家庭庁ウェブサイト内に、Web フォームを設置しています。——
下記の URL よりお申し込みください。——
(Web フォームからのお申し込みが難しい場合には、お電話によるお申し込みも可能です。)

Web 受付 (24 時間受付)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/security-specialist>

電話受付 (平日 9:00 ~ 17:00)

03-6387-9553

※本事業はこども家庭庁の委託を受け、運営事務局が実施しています。





事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと

- ・ 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- ・ 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- ・ **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- ・ **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- ・ 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- ・ 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

(参考資料)



情報管理規程

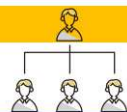
- 事業者は、①**基本的事項**、②**組織的情報管理措置**、③**人的情報管理措置**、④**物理的情報管理措置**、⑤**技術的情報管理措置**の内容を含む情報管理規程を策定し、遵守しなければならない。
- 情報管理規程には、①**犯罪事実確認**を通じて得た情報を閲覧するのが、事業者内の責任者一人か、複数名か、②**専用システム**（こまろうシステム）以外にも**犯罪事実確認記録等**を記録・保存するかという情報管理の方法により、3つのひな型がある。
 - ひな型①：責任者一人のみが、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型②：責任者を含む**複数名**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型③：責任者を含む**複数名**が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、専用システム以外にも**記録・保存等を行う**場合

①基本的事項(情報管理措置の7つの基本原則)

- 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
- 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
- やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
- 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
- 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
- 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
- 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

②組織的情報管理措置

- 組織体制の整備
- 情報管理規程に基づく運用
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備 等



③人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練 等



④物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 等



⑤技術的情報管理措置

- アクセス制御
- 外部からの不正アクセス等の防止 等



情報管理措置の2つの水準

組織的・人的・物理的・技術的情報管理措置については、具体的な措置の内容に2つの水準を設け、可能な限り「標準的措置」を満たすようにしなければならない

ア 標準的措置（実施困難等の事由がない限り実施されるべき基本的水準）

イ 最低限求められる措置（全ての事業者に施設・事業単位で満たすよう求める水準）